

平成29年度「学生納付特例制度」の申請受付がはじまります！

～4月から受付を開始。申請はお早めに！～

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務づけられています。

しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の人には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生＝大学(大学院)・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等の学生

※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。

承認期間＝平成29年4月～平成30年3月まで

————— **申請は毎年必要です!** —————

申請＝年金事務所から、学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください(市役所での手続きは必要ありません)。

※ハガキが送られてこなかった人は、年金手帳・印鑑・学生証(写しでも可)を持って、市役所保険年金課国民年金係窓口へ。家族の人でも手続きができます。

※保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合がありますので、注意してください。

————— **就職したら追納しましょう** —————

納付猶予は、納付したときに比べ年金額が少なくなります。10年以内であれば後から納付(追納)することができます。将来の年金額を増やすためにも、必ず納めましょう(保険料の追納には、申込書の提出が必要です)。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乘せされます。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1370)

(保険年金課 国民年金係)

年金後納制度のご案内

～希望する人は手続きをしてください～

平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料を納める期間が過去2年から5年に延長されています。

この制度により、5年前からの期間で未納のある人(4月時点で平成24年4月以降が対象)は、申請により納付が可能となります。

今後希望する人は、奈良年金事務所で行ってください。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1370)

平成29年度 国民年金保険料の納付書を発送します

4月上旬に、日本年金機構より平成29年度国民年金保険料の納付書が送付されます。

納期限等に注意して、金融機関かコンビニエンスストアで納付をお願いします。(市役所では納付できません)。

平成29年度国民年金保険料 16,490円(月額)

※前納する場合は、納期限に注意ください。

※現在、口座振替等を利用している人には、別途通知が送付されますので、確認してください。

※保険料の免除等を考えている人は、奈良年金事務所または市役所 保険年金課 国民年金係で行ってください。

また、現在、全額免除承認されている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書が送付されません。一部免除を承認されている人は、一部免除の額の納付書(4～6月分)が送付されます。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1370)

(保険年金課 国民年金係)

春の交通安全県民運動

4月6日(木)～15日(土)

「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり」～大和の交通マナーを高めよう～

一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通事故の防止に努めましょう。

特に、子どもや高齢者を見かけたら、一時停止や徐行など「思いやりのある運転」で交通事故から守りましょう。

期間中は、啓発運動などを実施します。

(市民安全課)

